

こころのバリアフリーセミナー

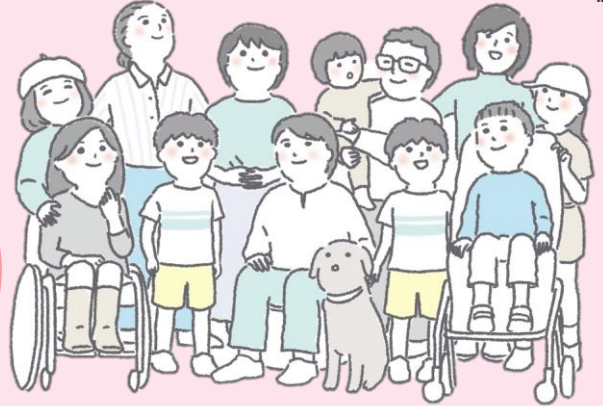
共生社会の実現に向けて 合理的配慮について考える

～対話が生み出すチカラ～

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者（個人事業主・ボランティア団体などを含みます）による障がい者への合理的配慮の提供が義務化されます。

今回のセミナーを通じて、障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい共生社会の実現に向け、必要とされる「対話」について学ぶ機会としましょうか？

令和5年
12月
12日 火
参加無料



時間 13:30～15:30（受付 13:00～） ※オンライン参加は第1部のみ（13:30～14:30）

対象 県民、企業、障害福祉サービス事業所、教育関係者、行政関係者など

会場 三重県庁講堂（津市広明町13番地）

定員 40名（先着順） ※オンライン参加の定員はありません

手話通訳・
要約筆記あり

第1部 講演・事例紹介（13:30～14:30）

会場・オンライン

講演

テーマ 改正障害者差別解消法施行で何が変わるか

障害者差別解消法の考え方の基礎となっている「社会モデル」や、障がい者への合理的配慮の提供について学びます。

その上で、障がいの有無にかかわらず、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、障がい者と事業者が「対話」を重ね、解決策を検討していくことの大切さについて学びます。

講師プロフィール

長友 薫輝（ながとも まさてる）氏



佛敎大学社会福祉学部 准教授

1975年宮崎県生まれ。現在、佛敎大学社会福祉学部 准教授。専門は社会保障学、医療・福祉政策論、地域医療論・地域福祉論。三重県障がい者差別解消支援協議会 会長等を務める。『感染症に備える医療・公衆衛生（コロナと自治体2）』など著書多数。

事例紹介（トークセッション）

テーマ 合理的配慮で実現する働きやすい職場

雇用分野では、障害者雇用促進法において平成28年4月から、事業主は過重な負担にならない範囲で障がい者に対して合理的配慮を提供することが義務付けられています。

今回、障がい者のテレワーク拠点「ワクスベみえ」(※)の利用企業及び運営企業の担当者の方にどのような合理的配慮を行っているか、また当事者の方にどのような点が働きやすいかについてお話しいただきます。

【出演】中京陸運株式会社 人事担当者及び当事者

株式会社アルファプランニング「ワクスベみえ」担当者

※障がい者のテレワーク拠点「ワクスベみえ」（所在地：四日市市内）
「ワクスベみえ」は、株式会社アルファプランニングが県の補助金を利用して、令和4年12月に開設した障がい者のテレワーク拠点です。障がい者を受け入れる環境を自社で確保することが難しい企業に、障がい者が働きやすいサテライト環境を提供するとともに、常駐する支援員が雇用管理などの企業支援を行うことで、障がい者雇用のノウハウがない企業でも障がい者を雇用しやすく、障がい者も安心して働くことができる職場づくりを行っています。

第2部 グループワーク（14:30～15:30）

会場

テーマ スーパーマーケットにおける合理的配慮

会場の参加者で複数のグループに分かれ、スーパーマーケットの利用者（障がい者）と従業員の設定でグループワークを行います。

障がいの有無にかかわらず誰もが快適に利用できるお店にする

ために、どのような配慮や改善が必要か、また県に寄せられた相談事例を取り上げ、どのような解決策があるか話し合います。



申込方法は裏面をご覧ください

